

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称) 府中朝日町商業施設計画」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：三井不動産株式会社
代表者：代表取締役 植田 俊
所在地：東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) 府中朝日町商業施設計画
種 類：自動車駐車場の設置
- 3 対象事業の所在地
東京都府中市朝日町三丁目 8 番 1 号他

第2 意 見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測では、予測地点として住宅や配慮施設近傍を計画しているが、計画地は、北側に第一種低層住居専用地域、南側は学校に接していることから、最大値出現地点のほか、北及び南側について予測地点を設けること。また、西及び東側についても、必要に応じ予測地点を設けること。

【水循環】

地下水については、計画地近傍での既存ボーリング調査結果から事業による影響はないとして予測事項とはしていないが、当該調査は調査後 40 年以上経過しており、地下水位の現状は不明確であることから、計画地における現在の地下水位を明らかにした上で、必要な場合、地下水の水位及び流況の変化の程度について予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。